

平成30年 9月25日  
国際社会科学研究院長裁定  
改正 平成31年1月7日

## 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター設置要項

### (趣旨)

第1 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院にグローバル化社会における法的課題の解決を促し、それに資する人材の育成及び支援を行うために、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター(以下「センター」という。)を置く。

### (業務)

第2 第1の目的を遂行するために、センターは次の業務を行う。

- (1) グローバル化社会に必要な法的素養を備えた人材の育成と支援を目的とする教育研究活動の実施及びその成果の国内外への発信
- (2) 国内外の大学、研究機関、民間団体、国、地方公共団体、在外公館、国際機関等の外部機関との教育・研究面における連携と協力の推進
- (3) その他グローバル化社会の法的支援推進に係る事項

### (教職員)

第3 センターにセンター長及び必要な教職員を置く。

### (センター長)

- 第4 センター長は、横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻又は国際経済法学専攻の専任教授の中から、国際社会科学研究院長(以下「研究院長」という。)が任命する。
- 2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 センター長はセンターに関する業務を掌理する。

### (副センター長)

- 第5 センターに副センター長を置くことができる。
- 2 副センター長は横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻又は国際経済法学専攻の専任教員の中から、センター長の推薦を受け、国際社会科学研究院長が任命する。
  - 3 副センター長の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
  - 4 副センター長はセンター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (運営委員会)

- 第6 センターの組織及び運営に関する重要事項を審議するため、センターに横浜国立大学大学院国際社会科学研究院グローバルリーガルサポートセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は別に定める。

### (客員教授等)

- 第7 センターに客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。
- 2 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(外部評価)

第8 センターの設置期間の最終年度に、外部評価を実施しなければならない。外部評価に関する必要な事項は、研究院長が別に定める。

(設置期間)

第9 センターの設置期間は平成33年3月31日までとする。ただし、研究院長が設置期限までに、外部評価結果並びに活動実績及び成果等を検証することにより継続することが望ましいと判断した場合は、この限りではない。

(庶務)

第10 センターの事務は、社会科学系大学院学務係において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、研究院長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、第4第1項の規定に基づき最初のセンター長となる者の任期は、第4第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則 (平成31年 1月 7日)

この要項は、平成31年 1月 7日から施行する。